

# 市長提案説明

## ～令和6年第2回（6月）市議会定例会～

（令和6年5月29日）

本日ここに、令和6年第2回諏訪市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行され、初めて迎えたゴールデンウィークは、比較的天候にも恵まれ、諏訪湖周や霧ヶ峰など市内各所に多くの家族連れや観光客の姿が目立ち、街に活気が戻ってきたことを実感することができました。

5月24日には、霧ヶ峰高原に観光シーズンの到来を告げる「霧ヶ峰開山祭」が執り行われ、主催する観光協会をはじめ地元関係者の皆様とともに、シーズン中における山の安全と賑わいを祈念いたしました。今後も全国有数の美しい草原景観を後世につなぐべく5月18日は、120名余の皆様のご協力により、春の雑木処理作業を行ったところですが、この霧ヶ峰ブランドを国内外に発信し、より多くの方に足を運んでいただけるよう、ここで新たに作成いたしました観光誘客プロモーション動画などを活用し、さらなる魅力と価値の向上に努めてまいります。

また、先週末開催されました第55回高島城祭におきましても、多くの市民や観光客が訪れ、木やりや長持ち・太鼓などの賑やかなステージ発表や各種物産の販売などをお楽しみいただき、盛大に開催することができました。関係者の皆様に対しましては、改めて感謝を申し上げます。

今後、6月にはスワコエイトピークスミドルトライアスロン大会、7月には諏訪よいてこ、8月には諏訪湖祭湖上花火大会など、大型のイベントが目白押しとなり、本格的な観光シーズンを迎えます。各種イベントを市民の皆様楽しんでいただきますことはもちろんのこと、市内経済を活性化させ、賑わいを創出することができるよう、引き続き、市民生活と地域経済をしっかりと下支えし、市民の皆様笑顔と元気を取り戻すべく、全力で邁進してまいります。

それでは、最近の市政の動向につきまして、3点申し上げます。

はじめに、「諏訪湖周サイクリングロード」についてであります。

平成28年度に基本計画を策定し、県と湖周3市町で順次整備を進めてまいりました、全長約16キロメートルにわたる諏訪湖周サイクリングロードが、4月1日に全線開通をいたしました。

同日には、諏訪湖ヨットハーバーから間欠泉センターまでの河川区域が、新たに民間事業者による営業活動などを可能とする「都市・地域再生等利用区域」として県内第1号に指定されました。

これらの動きを契機とし、今後も引き続き、諏訪湖を活用した市民の健康増進や地域の観光振興、さらには賑わいの創出に向けて、より一層取組を加速してまいります。

2点目は、私の今任期中における最重要課題の一つとして捉えております「文化センターの大規模改修事業」についてであります。

昨年度実施いたしました基本設計業務の完了に伴い、4月19日に開催をいたしました全員協議会において、議員の皆様にご報告を申し上げるとともに、同月21日には市民向けの報告会を昼・夜と2回に分けて開催をいたしました。報告会におきまして、参加された皆様から様々なご意見やご要望をいただき、当事業における論点や課題などもより明確になったことから、ここで事業を次のステップに推し進めるため、実施設計等に係る予算を今議会でお諮りすることといたしました。

これからも事業を進めていく上では、市の公式 SNS やユーチューブチャンネルによる配信に加え、ご要望に応じ出張説明会を開催するなど、引き続き市民の皆様にご丁寧な説明を行っていくとともに、今後の文化センターの運営体制を協議するための新たな検討組織を立ち上げるなど、文化センターが市民の皆様にご愛着を持っていただき、有効に活用されるよう取り組んでまいります。

3点目は、大正13年に茶臼山配水池が竣工し、本年100周年の節目を迎えました「水道事業」についてであります。

去る5月25日に、本市の水道事業に関わりのある皆様をお招きし、100周年の記念式典を開催いたしました。当日は、令和3年度より編纂を行ってまいりました『諏訪市水道百年史』のお披露目を行うとともに、本史の編纂にご尽力をいただきました工学院大学総合研究所客員研究員の<sup>にむら さとる</sup>二村 悟 氏と一般社団法人大昔調査会理事長の<sup>たかみ としき</sup>高見 俊樹 氏による対談形式の記念講演が行われ、これまでの諏訪市における水道事業の歩みを振り返る機会となりました。100年という節目の時を刻む今、改めて今日の水道事業を支えてこられた先人たちに感謝をし、次の世代へと確実に安全でおいしい「諏訪の水」を引き継ぐためにも、引き続き、持続可能で健全な水道事業の経営に努めてまいります。

それでは、本日提案をいたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告案件であります。

報告第2号は、「令和5年度 一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。

「令和5年度 一般会計補正予算」において設定をいたしました繰越明許費に係る繰越計算書を地方自治法施行令の規定により報告するもので、総務費の戸籍住民基本台帳費に係るシステム改修委託料など7事業について、それぞれの繰越状況をお示しいたしました。

続いて、報告第3号は、「令和5年度 下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。県の事業内容の見直しによって、年度内の完了が困難となった事業について、流域

下水道建設費負担金の一部を令和6年度に繰り越したことに伴い、繰越計算書を地方公営企業法の規定により報告するものであります。

報告第4号から報告第7号までは、「和解及び損害賠償の額を定めるについて」の専決処分の報告であります。

過日、議員各位に報告をいたしました車両等の事故につきましては、いずれの案件も早急に和解し、損害賠償をする必要がありましたので、諏訪市議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づいて、専決処分をいたしました。

次に、同意第3号は、「諏訪市等公平委員会委員の選任について」であります。

現在、公平委員会委員であります名取まゆみ氏が6月6日をもって任期満了となります。名取氏は、人格高潔で、民主的で能率的な事務の処理に精通し、人事行政に関しましても高い識見を有しており、適任と考えますので、引き続き、公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法及び諏訪市等公平委員会共同設置規約の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

続きまして、承認第1号から第4号までにつきましては、令和5年度の補正予算及び地方税法等の改正に伴う市税条例等の一部改正の専決処分の承認をお願いするもので、いずれも日時の関係上、急を要したため、専決処分をしたものであります。

承認第1号「令和5年度 一般会計補正予算 第12号」は、3月定例会におきましてあらかじめお願いをいたしました事業費等の確定に伴う歳入予算の補正であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業費の確定に伴い、国庫支出金を3,337万2,000円減額いたしました。また、市債では、普通財産建物解体事業など19件の起債限度額の変更及び保育ICTシステム整備事業の起債の廃止によって、市債全体を1億8,170万円減額いたしました。なお、必要となる一般財源につきましては、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金及び地方交付税により措置するもので、予算の総額に変更はありません。

続いて、承認第2号から第4号までを一括してご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が3月30日に公布され、一部を除き、4月1日から施行されたことに伴い、市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な内容につきましてご説明を申し上げます。

市税条例の一部改正につきましては、個人市民税において、定額減税に係る規定を新設したほか、固定資産税では、現行の土地に係る負担調整措置を3年間延長するなどの改正を行ったものであります。

都市計画税条例の一部改正は、地方税法等の一部改正に伴う項ずれ等の改正を行ったものであります。

続いて、国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるとともに、低所得者に係る軽減判定の基準額などを見直したものであります。

次に、承認第 5 号「令和 6 年度 一般会計補正予算 第 1 号」は、過日、社会文教委員協議会におきまして、あらかじめお願いをいたしました、物価高騰に対応する定額減税と併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る経費の補正予算につきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

内容は、令和 5 年 12 月 1 日を基準日として、住民税均等割のみが課税となる世帯に対して 10 万円を支給する「物価高騰対応重点支援給付金」に加え、住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となる子育て世帯に対し、こども 1 人当たり 5 万円を支給する「子育て世帯加算給付金」に係る経費を計上したものであります。補正額は 1 億 7,128 万 2,000 円で、累計額は 218 億 3,128 万 2,000 円となり、補正額の全額を国庫支出金により措置いたしました。

続いて、承認第 6 号「令和 6 年度 一般会計補正予算 第 2 号」につきましても、過日、総務産業委員協議会及び社会文教委員協議会におきまして、あらかじめお願いをいたしました、定額減税を補足する給付として実施する給付金に係る経費及び介護保険の制度改革等に係る経費の補正予算につきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

内容は、定額減税及び定額減税と併せて実施する調整給付について、速やかな給付の実施に向け、個人住民税システム等の改修経費を新たに計上したものであります。また、令和 6 年度から開始される介護保険の制度改革及び報酬改定に対応するため、地域包括支援システムの改修経費を計上したものであります。補正額は 735 万 6,000 円で、累計額は 218 億 3,863 万 8,000 円となり、国庫支出金及び繰越金により措置をいたしました。

次に、議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第 29 号「諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について」は、いわゆる番号法の一部が改正され、同法に規定する別表第 2 が廃止されたことに伴い、本条例で引用する条項の改正を行うものであります。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化によって、福祉医療費給付金制度における資格情報等の確認について、個人番号による情報連携が必要となるため、当該事務を独自利用事務として追加するものであります。

続いて、議案第 30 号「諏訪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、基準となる内閣府令の改正に伴い、保育士及び保育従事者の配置基準を、満 4 歳以上児は 30 人に 1 人から 25 人に 1 人へ、満 3 歳児は 20 人に 1 人から 15 人に 1 人へとそれぞれ改正を行うものであります。

次に、議案第 31 号「諏訪市企業版ふるさと納税基金条例の一部改正について」は、「地域再生法」の一部改正に伴い、同法を引用している条項の条ずれの改正を行うものであり

ます。

続いて、議案第 32 号「諏訪市福祉医療費給付金条例の一部改正について」は、県の要綱の一部が改正されたことに伴い、母子家庭の母及び父子家庭の父が後期高齢者医療の被保険者となった場合でも、引き続き給付の対象とするための改正であります。

議案第 33 号は「諏訪市水道事業給水条例の一部改正について」であります。水道事業につきましては、給水収益の減少や物価高騰の影響によって、今後経営が厳しくなることが見込まれることから、諏訪市水道事業ビジョン及び諏訪市公営企業運営審議会からの答申を踏まえ、平均改定率 16.79%の水道料金の改定を行い、本年 10 月 1 日から適用するものであります。

続いて、議案第 34 号「諏訪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるものであります。

議案第 35 号「財産の取得について」は、第 5 分団及び第 7 分団で使用しているポンプ車を老朽化に伴い更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。今回提案をいたしましたポンプ車の購入につきましては、去る 4 月 11 日に指名競争入札を行い、株式会社飯田機械ポンプ商会が落札し、入札日に仮契約を行っております。

議案第 36 号「令和 6 年度 一般会計補正予算 第 3 号」は、補正額 13 億 3,648 万 2,000 円で、累計額は 231 億 7,512 万円となります。

なお、今回の補正では、県の地域発元気づくり支援金の採択を受けたことに伴う、産業連携推進費及び観光総務費に係る既存事業に県支出金を充当するための財源振替を併せて計上しております。

それでは、歳出につきまして各科目別に主な内容を申し上げます。

はじめに、総務費は、補正額 7 億 8,879 万 5,000 円であります。総務管理費に、児童手当制度の改正に伴う人事給与システムの改修委託料及び諏訪 6 市町村で共同利用している戸籍システムの契約期間の満了に伴う、国の標準準拠システムへの移行準備を含めたシステム更改経費を計上するとともに、地方財政法の規定等による財政調整基金への積立金、自治総合センター及び長野県市町村振興協会の助成金事業の採択に伴うコミュニティ助成事業補助金等を計上いたしました。また、承認第 6 号により準備を進めております定額減税に伴う調整給付に係る事務経費及び給付費を新たに計上しております。

次に、民生費は、補正額 1 億 3,045 万 4,000 円で、社会福祉費に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険特別会計への繰出金を計上するとともに、田辺区から要望がありました共同浴場施設のバリアフリー化に係る補助金及び本年 10 月から児童手当制度が拡充されることに伴うシステム改修経費を計上いたしました。また、定額減税と併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付の一環として、令和 6 年

度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯に対して 10 万円を支給する「物価高騰対応重点支援給付金」に係る経費を、さらに当該給付金の対象となる世帯の 18 歳以下のこども 1 人当たり 5 万円を上乗せで支給する「子育て世帯加算給付金」に係る経費を計上しております。

続いて、衛生費は、補正額 1 億 854 万 9,000 円で、本年 4 月から新型コロナウイルス感染症が予防接種法の定期接種の対象となる B 類疾病に位置づけられたことに伴い、ワクチン接種に必要な経費を新たに計上いたしました。なお、接種の対象は、65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓等に一定の障がいのある市民となり、本年秋以降の開始となる予定であります。

次に、土木費は、補正額 8,800 万円で、道路橋梁費及び河川費に、要望箇所の道路、河川等の改修に要する経費を追加計上しております。

終わりに、教育費は、補正額 2 億 2,068 万 4,000 円で、小学校費に上諏訪、豊田、湖南の 3 小学校の特別教室や職員室などにエアコンを設置するための経費とともに、城南小学校の照明の LED 化に要する経費を新たに計上いたしました。また、社会教育費の青少年費に豊田小学校児童クラブへのエアコン設置経費を、公民館費には、北有賀組及び田辺区から要望がありました公民館分館の全部改築やバリアフリー化に係る補助金を計上いたしました。さらに、文化センター費には、大規模改修に係る実施設計委託料のほか運営検討委員会等の経費を計上しております。

以上、補正額 13 億 3,648 万 2,000 円に対し、特定財源は 8 億 8,767 万 1,000 円で、一般財源必要額は 4 億 4,881 万 1,000 円となり、繰越金をもって措置いたしました。

予算の第 2 条は、債務負担行為の補正であります。衣之渡川橋に係る橋梁長寿命化事業につきましては、令和 7 年度に予定している工事の工程及び材料製作に長期間を要することから本年度中に契約を締結する必要があるため、期間及び限度額を定め、債務負担行為として追加するものであります。

予算の第 3 条は、地方債の補正であります。小学校改修事業及び文化センター改修事業の追加、道路改良事業ほか 2 件の変更で、限度額全体では 2 億 2,160 万円の増となります。

続いて、議案第 37 号「令和 6 年度 国民健康保険特別会計補正予算 第 1 号」は、補正額 221 万 2,000 円で、累計額は 45 億 4,690 万 3,000 円となります。内容は、本年 12 月から現行の健康保険証の新規発行が終了となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行することに伴うシステム改修委託料の追加分を計上するもので、一般会計からの繰入金によって措置をいたしました。

最後に、議案第 38 号「令和 6 年度 水道事業会計補正予算 第 1 号」は、水道料金の改定に伴い、給水収益を 3,940 万 2,000 円増額するとともに、令和 7 年度実施予定の路面復旧について一部を前倒しし、収益的支出の平準化を図るため、配水費 3,000 万円を増額計上するものであります。

以上で、本日提案をいたしました議案の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。